

会 議 録 目 次

平成 2 8 年第 4 回海田町議会定例会（第 3 日目）

平成 2 8 年 1 2 月 7 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	第 42 号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	第 43 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
日 程 第 3	第 44 号議案	海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日 程 第 4	第 45 号議案	平成 2 8 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日 程 第 5	第 46 号議案	平成 2 8 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日 程 第 6	第 47 号議案	平成 2 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日 程 第 7	第 48 号議案	平成 2 8 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日 程 第 8	発議第 9 号	「ニッポニー億総活躍プラン」を実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案・・・・・・・・	17
		（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	19

平成28年第4回海田町議会定例会

会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年12月5日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 （開 議） 12月7日（水）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員（1名）

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員（1名）

11番 宮坂二郎

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|            |    |       |
|------------|----|-------|
| 町          | 長  | 西田祐三  |
| 副町         | 長  | 胡家亮一  |
| 企画部        | 長  | 鶴岡靖三  |
| 総務部        | 長  | 丹羽勤   |
| 福祉保健部      | 長  | 湯木淳子  |
| 建設部        | 長  | 久保田誠司 |
| 企画課        | 長  | 森原宏生  |
| 財政課        | 長  | 吉本真人  |
| 総務課        | 長  | 中垣雅彦  |
| 税務課        | 長  | 近森茂   |
| 生活安全課      | 長  | 脇本健二郎 |
| 住民課        | 長  | 水川綾子  |
| 社会福祉課      | 長  | 新藤正敏  |
| こども課       | 長  | 森川雅枝  |
| 長寿保険課      | 長  | 伊藤仁士  |
| 保健センター     | 所長 | 森原知美  |
| 都市整備課      | 長  | 龍岩広幸  |
| 建設課        | 長  | 木村生栄  |
| 上下水道課      | 長  | 早稲田誠  |
| 教育         | 長  | 田坂裕一  |
| 教育次        | 長  | 石川直之  |
| 学校教育課      | 長  | 中川修治  |
| 学校教育課教育指導監 |    | 小林伸二  |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 42 号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 2 第 43 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 3 第 44 号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4 第 45 号議案 平成 2 8 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
日 程 第 5 第 46 号議案 平成 2 8 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日 程 第 6 第 47 号議案 平成 2 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日 程 第 7 第 48 号議案 平成 2 8 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日 程 第 8 発議第 9 号 「ニッポン一億総活躍プラン」を実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 8 に至る各議案でございます。昨日に引き続き、日程第 1、第 42 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）昨日の税条例の審議に際しましては、その場で直ちに即答できないという不手際がございました。非常に申し訳なく思っております。本日改めまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）それでは、宗像議員の質疑に対する答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（近森）昨日の第 42 号議案に関する宗像議員からの質疑に対し、再度答弁をさ

させていただきます。まず、資料 8 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要の 1 ページをご覧ください。まず 1 点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例のところで、同一人が従来の医療費控除と今回の新たな医療費控除の特例の両方の適用を受けることができるかという旨の質問でございますが、本特例の適用を受けるか、医療費控除の適用を受けるか、どちらか一方しか適用を受けることはできません。2 ページをお願いします。2 点目は、今回のわがまち特例の導入以前に当該償却資産に対する特例制度はあったのかという質問に対し、私の方が、②の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備については、太陽光発電設備についてのみ従前から特例制度が規定されていたと申しましたが、正しくは①、②、③の全てについて、地方税法附則に特例制度が規定されております。個々に申しますと、①の津波対策の用に供する償却資産については、平成 23 年 12 月 27 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得されたものに 2 分の 1 の特例割合がありました。②の再生可能エネルギーに関するものについては、平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日に取得されたものに 3 分の 2 の特例割合があり、このうち水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備は、この度の改正で特例割合を 2 分の 1 に変更するものです。③の都市再生特別措置法については、平成 26 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日に取得されたものに 5 分の 4 の特例割合がありました。なお、①から③それぞれに適用する特例割合は、国が示した参酌基準と同じ割合でございます。3 点目は、個人事業者には特例の適用はないかのご質問ですが、太陽光発電設備で申しますと、発電出力が 10 キロワット以上で売電しない自家消費型発電設備に限定され、認定発電設備以外の設備として経済産業省の認定を受けた施設であれば、個人事業者についても適用されるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）説明はよう分かったようで、あんまり分からんのですが、まず、最初の 1 番目の答弁で、医薬品のちょっとうわさで聞いたというか、はっきり手元に資料がないんで申し訳ないんですが、医薬品は、昨日、市販薬全て該当すると、これに間違いありませんか、再度確認します。

○議長（久留島）税務課長。

○7 番（宗像）まだ質問終わってないです。次に、固定資産税関係については、これは今まであったものを延長するという考えでよろしいんかどうか。それと、その際に、水力、

地熱バイオマス、これについては2分の1、今、説明の中に漏れてたんですけども、これは、今まで適用がなかったものを、新たにこれを加えたというふうに理解していいんかどうか。最後、僕が昨日聞いたのは、余剰電力を売買する場合も可能なんかないかという質問したんですが、それについて答弁がないんですが、それはどうなっているのか、それについて、再度説明を求めたいのと、これ議長に、お願いがございします。これだけ分かりにくい説明をずっとされてますので、改めて、これの分かる資料を要求したいので、皆さんにお諮り願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）ただいま、宗像議員からの資料要求がありましたが、議会として要求することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認め、そのように決します。執行部におかれましては作成次第速やかに提出をお願いいたします。答弁を、税務課長。

○税務課長（近森）はい。まず1点目の、市販の医薬品が全て今回の新しい医療費控除の制度に該当するののかということでございしますが、これは、これにつきましては、厚生労働省の方が、これまで医師の診断書なしには買えなかったものを、診断書なしで、一般の薬局で買えるようになったものに、これは限定されます。2番目の、わがまち特例の関係で、太陽光、風力、水力、地熱バイオマスにつきましても、これも以前からございました。それで、これにつきましては、全てこれまでのものを延長するというものでございします。それと、余剰電力は対象になるかということでございしますが、これにつきましては、太陽光発電設備につきましては、これはあくまでも売電しない、これはあくまでも、自家消費設備のことで、それを、自家消費するということであれば、その基準に則り経済産業省が認定をすれば、受けることができるものでございします。従いまして、余剰電力の売買をしたものにつきましては、今回はこれは適用にならないということでございします。

○議長（久留島）ご理解できましたか。

○税務課長（近森）はい。あと、それ以外の風力、水力、地熱、バイオマスにつきましても、これにつきましては、自家消費等という規定はございませんので、これはあくまでも経済産業省の認定されたものであれば、これは適用になるということでございします。

○議長（久留島）ほかにございせんか。佐中議員。

○15番（佐中）3回目なんで、いいですか、昨日からの続きでですね、いろいろ、税務

課長答弁をされるのに全体が把握してないというような、私、感じるんですね。例えば、適用は、選択するとか、この度で改正をするとか、新車のみ1年延長であるとか、経過措置であるとか、町長の名義で、町民に対して、税を徴収をする。こういう一番基幹をなすところが、こうして提案をされるのに、条例の把握が全く、前後合わせて把握できていない。ここ大きな問題があるんじゃないかなと思うんですよね。これまでも、多くの課でですね、徴収漏れがあったり、徴収をオーバーしてみたり、あるいは全くそういうのが眼中になかって、手落ちがあったりとするような、こういう、今の状況の下で、やっぱり改善をする、あるいは提案をする場合は、もっともっと、この法に基づいて仕事しておるんですから、政治的に配慮するとか、考えるとかいう問題はないはずなんです。事務的に機械的に説明ができるはずなんです、それが全くできてない。私は、大きなね、今後、そういうミスが起きてくるという可能性があるというように思うんです。その辺は、町長や副町長、どういうふうに考えておるかをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）はい、昨日から説明の方が十分できてないということで、議員の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしておりますことに、まずもってお詫びを申し上げます。それで、今日ですね、再度のお尋ねいただいた件については、適切に答えられるように、準備をさせていただいた訳でございますけれども、中々細部にわたってということになりますと、口頭の説明だけでは難しいということがあろうかと思います。一応最初にですね、お答えした答弁中に尋ねになった趣旨のことは入っておる部分もあるんですが、やはりちょっと口頭だけではですね、中々そこそこ理解がしづらいというところがあったんだろうと思います。今後そこらの説明の仕方についてはですね、十分内容をよく議員の皆様理解していただけるように改善をしていきたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）すいません、先ほど、特定一般用医療薬品購入費支払った場合の医療費控除の特例で、宗像議員が、これは一般の薬に全部間違いないですかってことで確認されたんですが、そうですとおっしゃってましたけども、この控除を受ける場合は、インフルエンザの接種を受けたとか、がん検診を受診したとか、特定健診を受診したとか、そういう領収証のもとに購入した薬に関して、この特例を受けるというふうに、厚労省の方は出してますけども、その説明がなかったんですけど、どうなんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、市販の薬品全てがというような、議員のご質問でございますが、税務課長が答弁いたしましたのは、厚生労働省の方が定める成分を含む医薬品ということで、約 1,500 弱の薬があるんですが、それについての適用ということになりますんで、ご理解をほどよろしくお願いいたします。

（「答弁違うだろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）大江議員。

○3 番（大江）先ほどは、診断も何も要らないでっていうことだったんですけど、実際は領収書とかいろいろ要るんじゃないんですかってお尋ねしたんですけど。証明書です。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい。申し訳ございません。確かに自分で自主的に職場の健康診断とか、そういうのを受けられた方が、その領収書を付けて、なおかつ O T C 対象になる医薬品の 1 万 2,000 円以上出された方につきまして、今回の医療費控除の特例が受けるということでございます。申し訳ございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）固定資産税の関係の電気事業者の再生可能エネルギー、太陽光についてはですね、自家発電、自家消費に限るという説明であったかと思うんですけども、これ、ほかの風力とか水力、地熱、バイオマスなんていうのは、全部売電ですよ。この中で太陽光だけ、本当に自家発電、自家消費に限定しているんです。もう一度、再度説明お願いします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい、今、言われたことにつきましては、太陽光発電設備につきましては、この発電設備に関しましてのみ、売電しない自家消費型発電設備に限定されております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）今、一般でですね、家庭をなんかでも 4 キロとか 5 キロとか付けますけれども、これについてはですね、自家消費はもちろん優先的にやるけども、余ったものはですね、中国電力に売電するというような方式になってますよね。これは、自家消費だけに限る訳ですから、この設備はですね、一般的に導入されているものは対象にならないということになるんじゃないです、一部売電可能な設備でございますから。これ、ど

うという見解です。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい、これにつきましては、今の売電しない自家消費型発電設備の中に、先ほど言いましたように、発電出力が 10 キロワット未満を除くというのがございまして、そういう限定の下に、その太陽光発電設備につきましては、そういう条件いか、そういう要件になっているものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13 番（崎本）先にちょっと議長に聞いてみますが、先ほど資料請求しましたが、それに対して、執行部は資料が出せますか、ちょっと、お尋ねします。

○議長（久留島）執行部、先ほどの資料請求は、可能ですか。総務部長。

○総務部長（丹羽）準備できましたら、提出の方、させていただければと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13 番（崎本）その内容はどういうものか、聞かんでも分かりますか。ただ出せ、出せというて、用意ができましたら出しますと言われるが、どういう資料を、どういうふうに請求されたか分かりますか。それを質さんでも。ええ、そこをきちっとされんかったらね、また問題になりますよ。どういう資料請求され、どういうもんが要りますかちゅうことを質さんにゃあいけんでしょうが。どうですか。議長、どうですかね。

○議長（久留島）今、質疑があった、回答された範囲内。はい、崎本議員。

○13 番（崎本）範囲内じゃない、それ以上の、これ以上の資料を請求するんじゃから、どういうものか聞かれんかったら、分からないでしょうが。ええ、どうですかその点は。議長もう一回問うてください。

○議長（久留島）今、説明された、回答された、中の、詳しい資料が提出されますか。総務部長。

○総務部長（丹羽）今の質疑に関しての資料請求ということであれば可能でございますので、提出をさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）はい、お願いします。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 42 号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。第 42 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 2、第 43 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第 43 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、規定の追加を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(久留島) 税務課長。

○税務課長(近森) はい。それでは、第 43 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 27 ページをお開きください。資料については、資料 10 の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料 11 の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料 10 の条例の概要をご覧ください。今回の改正は、先ほどの第 42 号議案の海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についての、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正のところでご説明させていただきましたものと同じ理由から、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。具体的には、日本国内の居住者が支払いを受ける利子等及び配当等につきまして、国民健康保険税の所得割額及び軽減判定の算定時において、総所得金額に含める規定を、特例適用利子等については、附則第 10 項に、特例適用配当等については、附則第 11 項に、それぞれ追加するものでございます。施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 43 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 43 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 3、第 44 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第 44 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。蟹原レジャー農園を平成 28 年度末で廃止するため所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 都市整備課長。

○都市整備課長(龍岩) それでは、第 44 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 29 ページをお開きください。併せて資料 12、海田町民レジャー農園設置及び管理条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正については、土地所有者からの返還請求に伴いまして、平成 28 年度末で蟹原レジャー農園を廃止するため、レジャー農園の名称及び位置を記載した表から削除するものでございます。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番(前田) 14 番前田です。まずね、直接、どうなるか、関係があるかどうか分からんけども、過去にね、こういうものを設置するときに、少なくとも 10 年とか 20 年の長期の契約しなさいということを何回か要望しとるんですがね、これは、当初のいうか、初めから何年ぐらい経ってこれ解約するんか、まず一つ。

○議長(久留島) 都市整備課長。

○都市整備課長(龍岩) はい、借り受け期間は平成 17 年 7 月 22 日からでございますので、

トータルで12年間の使用ができたということになると思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）いやその、当初の契約ね。トータルで12年間使ったというのはええけども、例えば当初に20年契約をしとったんではないか、ということが言いたい訳よね。それなりに井戸を掘ったり、道路、場合によっては埋め立て、盛土をしたりして、投資をしとる訳よね。ところが10年以上経って、10年、12年経つとるからいいわと、いうことで解約するのか。当初は、例えば20年あった。でも、特別な事情で、どういうふうな契約にしとったか、わしも記憶はないんですがね、そこらのところを確認したい。特に支障がなければ、今回例えば住宅を建てるとか、アパートを建てるとかいうような理由でもって解約するのか、支障のない範囲で、その辺はお答え願いたい。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）契約期間につきましては、当初10年間で契約をしておりました。その後は、1年間の自動継続という形の契約締結をしてございました。これにつきましては、契約期間満了の6か月前までに申し出があった場合、廃止という条文も書き加えてございます。それから、今後ここはどうなるのかという趣旨のご質問でございますが、実はこれ、土地の所有者が変更になりまして、新所有者から返還の請求があったものですが、この新所有者は、不動産業を営む方が購入をされております。細かい計画については、今のところない模様でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）同じことを聞こうかと思うけど、明確な答弁なので別のことをお尋ねしますが、以前、99区画あった。その前、南幸にあったので、100を超しておったというように思うんですね。今回これがなくなって、47区画になる訳ですね。そうすると、当初やっておったのが百二、三十あったとしたら、もう3分の1以下になってしまう。3分の1ぐらいになる訳ですが、非常に、今、農業する人のレジャーをたしなむいうんか、含めてですね、関心が高いんですが、どんどん減っていくのに、ちょっとね、もう少し、熱意のある、拡大の方向に向かっていく必要があるんじゃないかというように思うんですが、やめるいうたら、はいそうですか、いうてね、そのまま放っておくようだったら、ちょっと余り、今までのやってきた人気度から見れば、冷たい政治が続くなというように感じるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まず、平地部に同程度の農園を確保するっていうのは、物理的に近年難しくなっているのかなというような感想を持っております。それから、先ほども契約期間の話がございましたが、長期に渡ってそういう形の契約をさせていただくということも、時代的に厳しくなっておるという現状がございますので、ここら辺り、今後、課題というふうに捉えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと確認をしますがね、1区画3,000円、20平米だというふうに記憶しておるんですが、間違いはないですか。それが区画が少なくなる。少なくして、利用度を高めるというような、こんな方法でやってるんじゃないかというように、感じさえるんですが、以前と変わらんのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ご指摘のとおり、20平米3,000円でずっときております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。岡田議員。

○9番（岡田）同じような、一時期に比べて半分ぐらいの区画になるんですけど、これ抽せんだと思うんですけども、そのときの率ですよ、どれぐらいの方が利用されたいんかいうのもあると思うんですけど、その辺、どれぐらいの方が抽せんに来られるんでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、来年度以降の利用につきましては、11月7日に抽せん会を行っております。このときの状況を説明しますと、競争倍率は1.70倍でございます。47区画に対して80人の応募がございました。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）一つだけ聞かせてください。先ほどの説明でだいぶ分かったんですけども、今後、この海田町の町民のレジャー施設、減していくつもりなのか、これから、また考えて増やしていく、そういう方向でいらっしゃるのか、1点だけ聞かせてください。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、現在のところ、積極的な展開というところまでは考えておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 44 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 44 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、第 45 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算から、日程第 7、第 48 号議案、平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 45 号議案から第 48 号議案、平成 28 年度海田町一般会計ほか 3 会計補正予算。第 45 号議案から第 48 号議案までを一括でご提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、小中学校の耐震補強事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 45 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料 13 の平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。なお、この度の補正予算では、給与改定に伴う給料等の増額や職員諸手当、共済組合負担金等、人件費関係の増減を行っております。その他、精算に伴う県補助金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増がございますが、件数が多く繰り返し出て参りますので、個別の説明は省略させていただきます。また、補正予算関係資料として、資料 14、国の平成 28 年度第 2 次補正予算に係る町の対応と資料 15、工事箇所図を提出しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。それでは、資料 13、平成 28 年度補正予算説明書の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の基金管理事業につきましては、広島県未来の地域づくり応援交付金が平成 28 年度交付されることに伴い、その交付金を財源に海田町公共施設等整備基金に積み立てるため、8,567 万 6,000 円増額するものでございます。次に、地域活動と協働のまちづくり芝桜植え付け事業に

つきましては、広島市安芸区と連携し、瀬野川河川敷に芝桜を植えるため、50 万円増額するものでございます。次の財源振替については、当初予算に計上してある防犯カメラ設置事業について、その財源として安全安心まちづくり事業助成金を 400 万円活用できることになったことに伴う財源振替でございます。次に、交通安全施設整備事業については、カーブミラー設置工事が当初見込みを上回ることにより、88 万 8,000 円増額するものでございます。次に、17、18 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の臨時福祉給付金経済対策分給付事業及び次の給付事務事業につきましては、国の経済対策事業として、所得の低い方々に対し、臨時福祉給付金を給付するため、事業を 6,000 万円、事務費を 668 万 6,000 円増額いたします。その財源は、全額国庫補助金で措置されるもので、事業費を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を提出しております。次に、23、24 ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費の野良犬・野良猫対策事業については、県の補助金を活用して、野良犬・野良猫対策のチラシを作成するため、13 万 7,000 円増額するものでございます。次に、不妊治療助成事業については、不妊治療助成申請者が当初見込みを上回ることにより、300 万円増額するものでございます。次に、25、26 ページをお願いいたします。清掃費の不法投棄防止事業については、県の補助金を活用して、家庭ゴミの正しい出し方の外国語版を作成するため、19 万 5,000 円増額するものでございます。次に、37、38 ページをお願いいたします。土木費の住宅費の町営住宅修繕事業については、退去後修繕等の支出が当初見込みを上回ることにより、130 万円増額するものでございます。次に、39、40 ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業については、消防団員の退職に伴い、20 万円増額するもので、その財源として消防団退職報償金受入金を併せて増額いたします。次に、43、44 ページをお願いいたします。教育費の小学校費の小学校耐震補強事業につきましては、経済対策事業として、海田東小学校体育館の非構造部材の耐震化を図るため、1,298 万 2,000 円増額いたします。その財源としては、国庫補助金と補正予算債を活用し、事業費を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を提出しております。次に、45、46 ページをお願いいたします。中学校費の中学校改修事業については、海田西中学校事務室空調設備を更新するため、80 万円増額するものでございます。次の中学校耐震補強事業についても、小学校と同様に、経済対策事業として、中学校の体育館の非構造部材の耐震化を図るため、4,647 万 3,000 円増額するもので、その財源として国庫補助金と補正予算債を活用し、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、歳入をご説明いたします。資料の 1 ページ、2 ページ

をお願いいたします。歳出に関連して説明させていただいた特定財源の増加分については、省略させていただきます。2ページの上から二つの項目の、減収補てん特例交付金及び普通交付税につきましては、額の確定に伴い、それぞれ15万9,000円と、7,149万8,000円増額するものでございます。次に、下から2番目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため8,472万2,000円を減額するものでございます。次に、一番下の前年度繰越金につきましては、9月補正予算において、財源調整のため一部増額いたしました。この度の補正予算において残りの部分、2,289万8,000円を増額するものでございます。次に、3ページ、4ページをお願いいたします。一番下の臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴い、1,411万5,000円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第45号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億4,266万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億6,377万6,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でご説明いたしました4件の事業について、それぞれ繰越明許費の設定をするものでございます。続きまして、地方債の補正でございます。4ページの追加2件、5ページの変更1件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で、平成28年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして第46号議案、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。内容につきましては資料16によるところでございますが、給与改定等に伴う職員給与費の増額でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第46号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に67万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億3,446万4,000円とするものでございます。以上で、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは続きまして、第47号議案、平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明をいたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料17の平成28年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。

れども、この度の給与改定等に伴う人件費の増額の部分につきましては、個別の説明を省略させていただきます。まず、保険事業勘定の 5 ページ、6 ページの歳出をお願いいたします。総務費の一般管理費の一般管理一般事務事業、34 万 1,000 円の増額は、制度改正に伴います介護保険システムの改修費でございます。続きまして、7、8 ページをお願いします。保険給付費の介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付事業 5,500 万円の増額は、サービス受給者の増加に伴うものでございます。飛びまして 11、12 ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、保険給付費の増額に伴う財源調整のため、650 万 1,000 円を減額するものでございます。続きまして、13、14 ページをお願いいたします。諸支出金の償還金の償還事業については、平成 27 年度の介護給付費の確定に伴い、国及び県の法定負担金返還のため、669 万 1,000 円を増額するものでございます。続きまして歳入についてご説明いたします。1 ページ、2 ページの方をお願いいたします。なお、歳出の人件費の増に連動した歳入については、説明を省略をさせていただきます。歳入でございます。3 款の支払基金交付金から 7 款の繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金までにつきましては、歳出でご説明した保険給付費の増額に伴う各法定負担分が交付されるものでございます。最下段の繰入金の一般会計繰入金、事務費等繰入金 34 万 1,000 円の増額は、制度改正に伴う介護保険システムの改修費を繰り入れるものでございます。続いて、3、4 ページをお願いいたします。8 款、繰越金の前年度繰越金につきましては、前年度の介護給付費負担金の返還と給付費の増加に伴う財源調整のために、1,506 万 5,000 円を計上したものでございます。なお、介護サービス事業勘定の補正予算につきましては、給与改定等に伴う職員人件費の増額のみでございますので、個別の説明については省略をさせていただきます。それでは議案のご説明をいたします。第 47 号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 5,564 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 21 億 2,295 万 2,000 円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 68 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,724 万 2,000 円とするものでございます。以上で、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 2 号の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第 48 号議案、平成 28 年度海田町水道事業会計補

正予算第2号についてご説明いたします。内容につきましては、資料47によるところでございますが、給与改定等に伴う職員給与費の増額でございますので、資料での説明を省略させていただきます。申し訳ありません。資料番号を間違えておりました。内容につきましては資料18によるところでございますが、給与改定等に伴う職員給与費の増額でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、48号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予算額の水道事業費用を56万円2,000円増額し、4億2,076万4,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を56万円2,000円増額し、6,091万円8,000円とするものでございます。以上で、平成28年度海田町水道事業会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。日程第4、第45号議案、平成28年度海田町一般会計補正予算から、日程第7、第48号議案、平成28年度海田町水道事業会計補正予算までの4議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第45号議案から第48号議案までの4議案については予算委員会に付託することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、発議第9号、ニッポン一億総活躍プランを実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大高下議員。

○2番（大高下）2番議員、大高下です。読み上げをもって提案理由とさせていただきます。ニッポン一億総活躍プランを実践するシルバー人材センターへの支援を求める決議。我が国においては、少子高齢化が進み、労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる生涯現役社会を実現することがますます重要となっている。全国の公益社団法人の4分の1を占めるシルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の居場所と出番を作り、生涯現役社会の実現に役割を果たしており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化と医療費の削減に寄与している。本年6月2日に閣議

決定された日本一億総活躍プランのロードマップには、保育等の就業機会の提供に積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野等での高齢者の就業を推進する、及び介護周辺事業業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターを通じた高齢人材を活用することが掲げられている。シルバー人材センターは、行政刷新会議の事業仕分けによる国の補助金予算額の大幅削減に併せて、地方自治体の補助金も削減されたことから、事務局職員の削減を余儀なくされ、十分な就業機会の提供ができていない状況が続いているが、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応した事業に更に取り組むこととしている。ついては、平成 29 年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要な補助金、委託費と公共事業の発注を確保するよう強く求める。以上、決議する。平成 28 年 12 月 5 日。終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○7 番（宗像）この趣旨そのものについて私は反対する訳でございません。けれども、今日、聞きたいことがあるので聞かさせていただきます。提案者に申し訳ないんですが、このシルバー人材センターそのもの、私の方も個人的にいろいろとあるんですけども、ある仕事を出せば、この仕事はうちではできん。そんな難しい仕事ではないのに、それとか、出しても、できる仕事を出せば、これはいろんなグループがあって、そのグループに声を掛けたら、できん。全くほかのところに声を掛けずに、そういうことをしておる。それから、仕事を回すにしましても、ごく一部の方へ回して、全体に、均等に回ってないケースがよくあって、そのクレームもお聞きしております。そういうことも踏まえて、そういうこともあるけども、これを補助金を増額することによって、そういうことも解消できる、なおかつ、いろんな就労活動ができるということも踏まえた上での要望でしょうか。

○2 番（大高下）今あの、宗像議員が言われたようなことは、本当よく聞くとこなんですが、今回で特に、十分な、やっぱり就業機会の提供ができない状況が一般的にあるんで、是非とも、推進していきたいという思いです。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（久留島）これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第9号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。なお、ただいま議決をいただきました決議書については、町長に送付いたします。この際お諮りいたします。本日の日程は全て終了しましたので、散会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日は散会とすることと決します。なお、次の会議は明日午前9時から開会いたします。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございます。

午前9時59分 散会